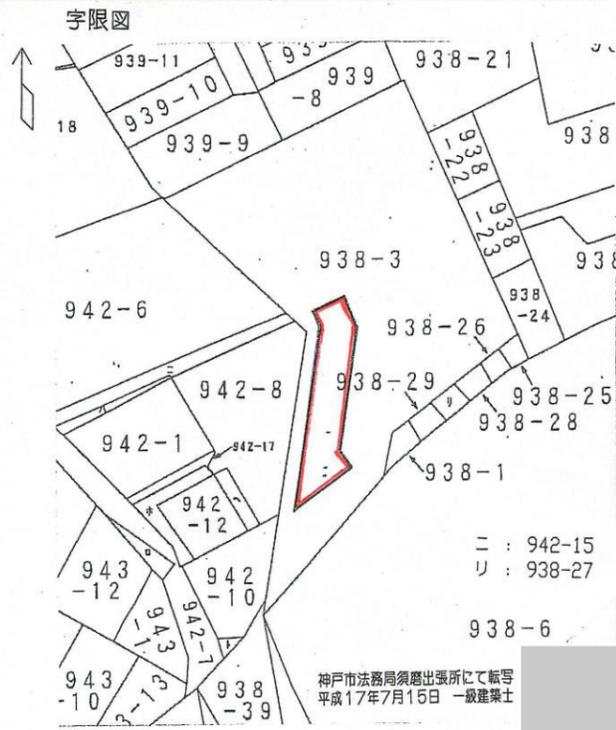
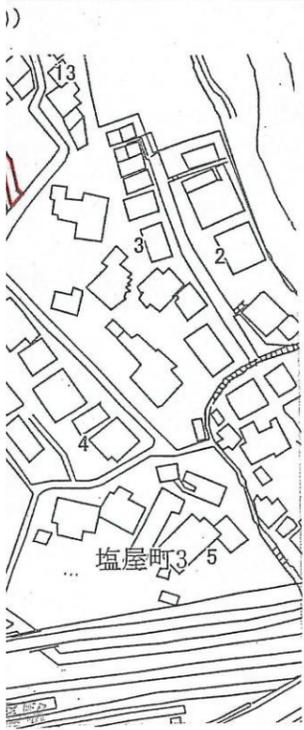
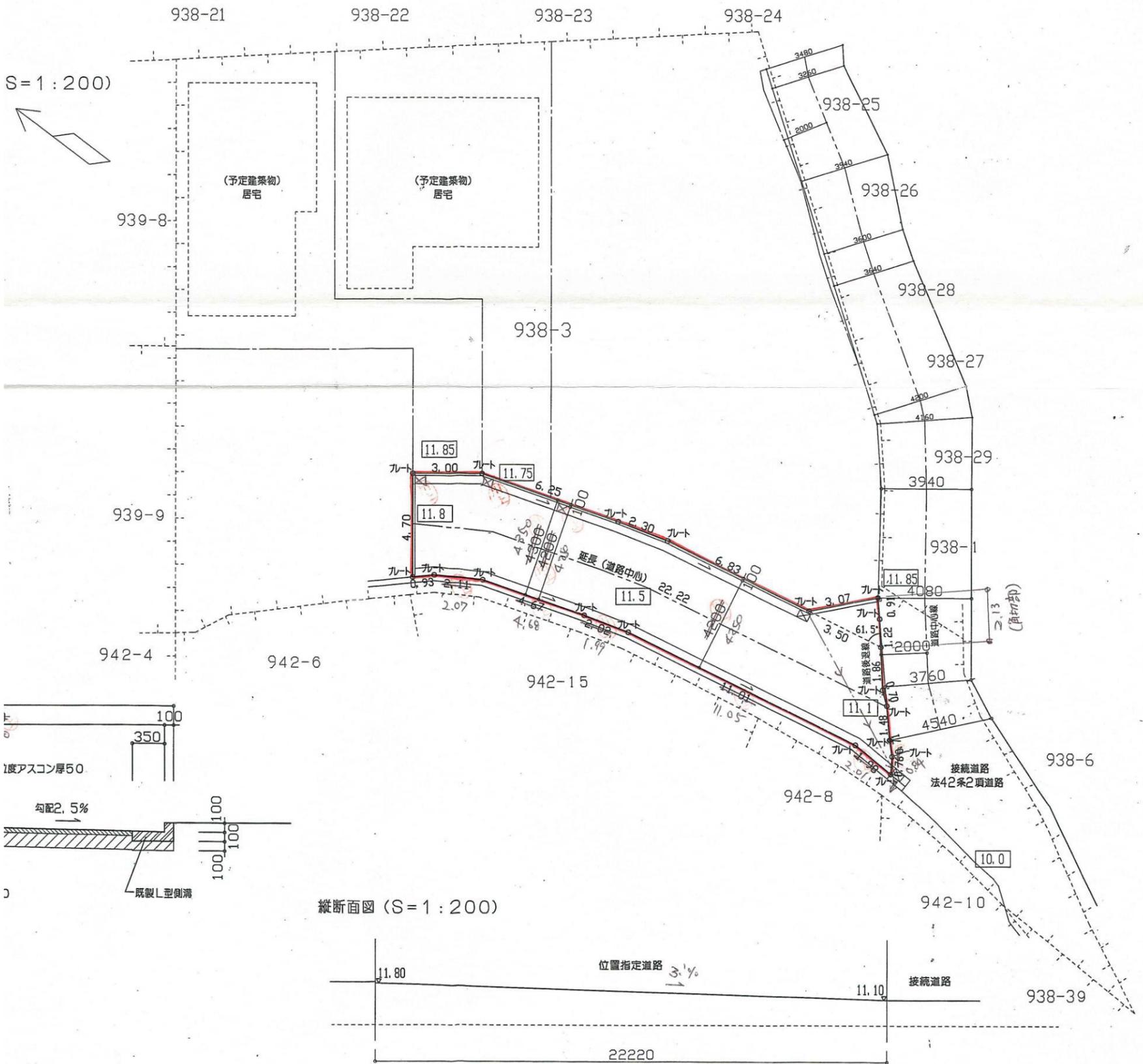


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



神戸市法務局須磨出張所にて転写  
 平成17年7月15日 一般建築士



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。